

賃貸住宅オーナーを守る 立ち退き講座



大家さん、
そのやり方は
マズイです!!

古くなった賃貸マンション、借家をつぶして、新しいテナントビルを建てたい、家族が住む自宅を建てたい、などと希望されたとき、「借主は借地借家法で守られているから、立ち退いてもらえない」とお考えではないでしょうか。

そんなことはありません。一定の条件を満たせば、弁護士による立ち退き交渉、裁判などにより、借主の立ち退きを求めることは可能です。

この講座では、立ち退き交渉の流れ、ポイント、費用などを、専門家である弁護士が分かりやすく解説いたします。

【開催日時】 平成27年4月18日（土） 14:00～15:00
（受付開始13:30～）

※セミナー終了後に個別相談会を実施いたします。

（事前にご予約下さい。借家の立ち退きに限らず、賃貸事業全般に関するご質問もお受けします。）

【場 所】 大阪市立総合生涯学習センター
（大阪駅前第2ビル5階 第7研修室）
大阪市北区梅田1-2-2-500

【参加費用】 無 料

【講 師】 大阪弁護士会所属 弁護士 山津 源和

【お申込み】 申込期限：平成27年4月6日（月）

お 名 前 : _____ (合計 名) _____

ご 住 所 : _____

お電話番号 : _____

個別相談会のご参加： 参加する・参加しない（どちらかに○を付けて下さい）

下記連絡先にお電話またはFAXにてお申込下さい。

T E L : _____ (担当: _____)

F A X : _____

法律税務研究会とは：大阪・兵庫の若手弁護士と税理士の集団です。近寄りがたく、敷居が高いと言われる「弁護士・税理士」のイメージを払しょくし、皆様に近い存在になるべく、日夜研鑽するフットワークの軽い集団です。皆様のお役に立ちたいと願っています。

ホームページは、<http://houzei.net/index.html>



セミナー会場地図



講師経歴

大阪弁護士会所属 弁護士 山津 源和

- ・ 昭和50年大阪に生まれる
- ・ 平成11年 神戸大学工学部建設学科卒
- ・ 大学卒業後、約3年間、財閥系重工業会社に勤務
土木、建築の計画・設計・現場管理業務に従事
- ・ 平成18年 関西学院大学法科大学院卒業
- ・ 平成19年 弁護士登録
- ・ 借家立ち退き交渉はもちろん、多数の不動産関係事件を扱う

お役立ち講座、今後の予定

- ・ 注意！ 危険な賃貸借契約書
- ・ 賃貸物件オーナーのための相続税対策

